

事務連絡
平成20年3月31日

各工業用水道事業管理者 殿

内閣府公共サービス改革推進室参事官

経済産業省地域経済産業グループ産業施設課長

「公共サービス改革基本方針」の改定について（通知）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づき、平成19年10月26日、「公共サービス改革基本方針」（平成18年9月5日閣議決定）の一部（別表）の改定が閣議決定されました。

同改定においては、別添1のとおり、公共サービス改革基本方針の別表の工業用水道施設の維持管理業務に関する記載が追加されましたが、公共サービス改革法の趣旨及び工業用水道施設の維持管理業務に係る留意事項については、下記のとおりですので、御配慮をお願いします。

記

1. 公共サービス改革法の趣旨

公共サービス改革法の趣旨は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。）を実施することにある。

なお、公共サービス改革法に基づく官民競争入札又は民間競争入札の対象となる地方公共団体の業務は、公共サービス改革法第5章第2節に定められている特定公共サービスに限られるとともに、競争の導入による公共サービスの改革の実施は、地方公共団体の判断に基づくものとされている。

2. 工業用水道施設の維持管理業務に係る留意事項

(1) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に基づき地方公共団体が実施する工業用水道施設の維持管理業務については、次の事項についてご留意願います。

○ 民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について制限はないこと及び包括的な民間委託が実施可能であること。また、工業用水道施設の維持管理業務は、公共サービス改革法の特定公共サービスには該当しないが、その実施に当たっては、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、透明性・競争性が高く、より民間事業者の創意工夫が活かされる手法の活用を検討すべきこと。

(2) また、①「工業用水道施設の運転、維持管理に係る一般的モデル」について、（社）日本工業用水協会に委託して別添2のとおり取りまとめたところであり、また、②「包括的な民間委託等に係る事例」について、別添3のとおり取りまとめたので、民間委託を検討する際の参考として頂くようお願いいたします。